

金融所得の新基準が及ぼす資産の 出口設計への影響

MUFG資産形成研究所
研究員 根本 浩之
2026年8月5日

1. はじめに

75 歳以上の高齢者について、金融所得を医療保険料や医療機関窓口での自己負担割合の判定に反映させることを盛り込んだ健康保険法改正案が、2026 年 4 月 28 日の衆議院本会議および 5 月 29 日の参議院本会議でそれぞれ可決・成立しました。

本改正は 75 歳以上の後期高齢者を対象とするものですが、今後の制度運営の方向性によっては、若年層や中堅層を含む資産形成全体の前提に影響を及ぼす可能性があります。

本稿では、金融所得の取扱基準の見直しに至った背景や具体的な内容を整理するとともに、今後想定される影響について考察します。

なお、本稿の内容は、成立した法改正の方向性と、厚生労働省で示されている制度設計の考え方を前提としており、実際の対象範囲や算入方法等については、今後の政省令や運用通知等により変更される可能性があります。

2. 金融所得の取扱いに関する課題

現在、国民健康保険、後期高齢者医療制度および介護保険においては、被保険者の市町村民税の課税所得を基礎として、保険料や医療・介護における窓口負担割合が算定されています。

このうち、上場株式や投資信託等の配当・分配金・譲渡益といった金融所得については、確定申告を行うか否かを本人が選択できる仕組みとなっています。そのため、確定申告の有無によって医療・介護における保険料や窓口負担割合に差が生じることから、負担能力の把握・反映という観点から課題があるとの指摘がなされています〔図表 1〕。

〔図表 1〕現行の収入の種類と保険料・窓口負担割合の関係（令和 8 年度のイメージ）

	収入	窓口負担	医療保険料等
配当所得者 (後期高齢者)	配当収入 500万円 (確定申告なし※他の収入なし)	1割	約2万円 (均等割約2万円＋所得割0万円)
配当所得者 (後期高齢者)	配当収入 500万円 (確定申告あり※他の収入なし)	3割 (現役並み)	約56万円 (均等割約6万円＋所得割約50万円)
給与所得者 (健保加入者)	給与収入 500万円	3割	約25～29万円 ※ 社会保険料全体では約72～76万円 ※ 事業主負担分も含めた医療保険料は約50～58万円

※ 給与収入は、確定申告の有無にかかわらず、課税所得の計算に算入される。

給与所得者の医療保険料等の幅は、介護保険料の有無によるもの。

出所：厚生労働省「後期高齢者医療制度の令和 8・9 年度の保険料率について」、協会けんぽ「令和 8 年 3 月分(4 月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表」等より三菱UFJ信託銀行作成

金融所得申告の有無	金融所得の負担算定への反映
申告した	課税所得に含まれ、保険料および窓口負担算定に反映される
申告しない	課税所得に含まれず、保険料および窓口負担算定に反映されない

その結果、後期高齢者医療制度においては、現役並みの所得がある場合※には、原則として窓口負担割合は現役世代と同様の 3 割負担となりますが、その所得の大半が申告を伴わない金融所得である場合には、依然として 1 割負担にとどまるケースが生じています。

※「現役並みの所得がある場合」とは、同一世帯に住民税課税所得が 145 万円以上の後期高齢者がいる場合などを指します。なお、住民税課税所得とは、収入から基礎控除や社会保険料控除等の各種控除を差し引いた後の所得をいいます。

こうした状況を踏まえ、年齢にかかわらず公平な応能負担を実現する観点から、高齢者の窓口負担割合等に金融所得を反映させるべく、具体的な法制上の措置が講じられることとなりました。なお、NISA 口座における非課税の運用益は対象外とされています。

今回の見直しは、表面上は 75 歳以上の後期高齢者を対象とした制度改革ですが、その影響は将来の受給世代、すなわち現在資産形成を行っている若年層・中堅層にも及ぶものと考えられます。

なお、本改正は金融所得そのものに新たな課税を行うものではなく、金融所得を医療保険制度における負担能力の判定に反映させるものです。

3. 資産形成層に及ぶ影響

(1) 「申告しなければ影響はない」という前提の崩れ

これまで、上場株式等の配当・分配金・譲渡益については、申告分離課税を選択し、確定申告を行わなければ、国民健康保険料や介護保険料、医療の窓口負担割合の算定には反映されませんでした。

このため、投資による金融所得が多い一方で年金収入が少ない場合などには、医療・介護に係る負担を低く抑えることができました。

しかし、今回の改正は、「金融所得を社会保障負担に反映させる」という方向性を示したものと捉えることができ、将来的に資産形成層にも同様の考え方が議論される可能性があります。

(2) 老後の「見かけの低所得」が通用しにくくなる

資産形成層の中には、現役時代に金融資産を積み上げ、老後は年金収入に加え、金融資産の運用益を取り崩して生活するというライフプランを想定している人も少なくありません。

しかし、金融所得が医療・介護負担に反映されるようになれば、「年金収入は比較的少ないが、金融所得が多い」高齢者にとっては、従来の想定よりも高い医療保険料や窓口負担割合が求められることになります。

これは、老後資金を蓄える行為そのものを否定するものではありませんが、金融資産の保有や運用から生じる所得が社会保障負担に直接結び付くという点で、従来とは異なる前提に立った資産形成の設計が求められることを意味します。

4. これからの資産形成に必要な視点

(1) 「税」だけでなく「社会保障」を含めた総負担で考える

資産の状況によって税や社会保険料の負担が大きく左右されることを踏まえると、今後の資産形成においては、資産を単に積み上げることにとどまらず、税や社会保険料を含めた「生涯を通じた総負担」という視点を持つことが不可欠となります。

特に金融所得は、将来の医療保険料の算定や窓口負担割合の判定に影響を及ぼす可能性があります。そのため、収入源を一つに偏らせるのではなく、年金や給与などを含めて分散・多様化することで、年間所得の変動を抑制し、こうした負担増の影響を一定程度緩和する効果が期待できます。

(2) NISA の役割は今後さらに重要に

金融所得の把握が強化される方向性を踏まえると、NISA の制度的価値は単なる「非課税」にとどまらない意味を持ちます。

NISA 口座の非課税投資枠(生涯で最大 1,800 万円)で得た運用益は課税所得に反映されないため、今回の制度改正後も、医療保険料や窓口負担割合の判定には影響しません。

すなわち、NISA は税や社会保険負担の影響を受けにくい安定的な資産形成手段として、長期的な可処分所得の確保を支える重要な役割を担っているといえます。

(3) 金融所得の「出し方」を分散させる

もっとも、NISA の活用によって一定額の金融資産を非課税で保有できる一方、NISA 枠を超える資産や課税口座での運用については、依然として金融所得が社会保険負担等に影響を及ぼす可能性があります。

そのため、資産形成においては「いくら資産を保有するか」だけでなく、「金融所得をいつ、どのように実現するか」という視点も重要になります。特に高齢期においては、特定の年に金融所得が集中す

ることで、医療保険料や窓口負担割合が急激に上昇する可能性があります。このリスクは、現在の資産形成層にとっても将来的に直面し得る課題といえます。

5. 家計における資産保有の実態

こうした金融所得の「出し方」を意識した出口戦略の重要性が高まる背景には、日本の家計における資産保有の実態があります。

実際、日本人が親から相続した財産額は、平均値 3,273 万円、中央値 1,600 万円に上るという調査結果〔図表 2〕があります。これは、老後資金不足への不安がしばしば指摘される一方で、実際には一定規模の資産を保有したまま相続に至る世帯も少なくないことを示しています。

こうした状況下で、金融所得が税負担だけでなく、社会保障負担の判定にも影響を及ぼす方向で制度整備が進めば、資産形成に対する考え方にも変化が求められる可能性があります。そのため、老後資産についても、単に資産の蓄積を重視するだけでなく、自らの生活のためにどのように活用していくかという視点が一層重要になると考えられます。

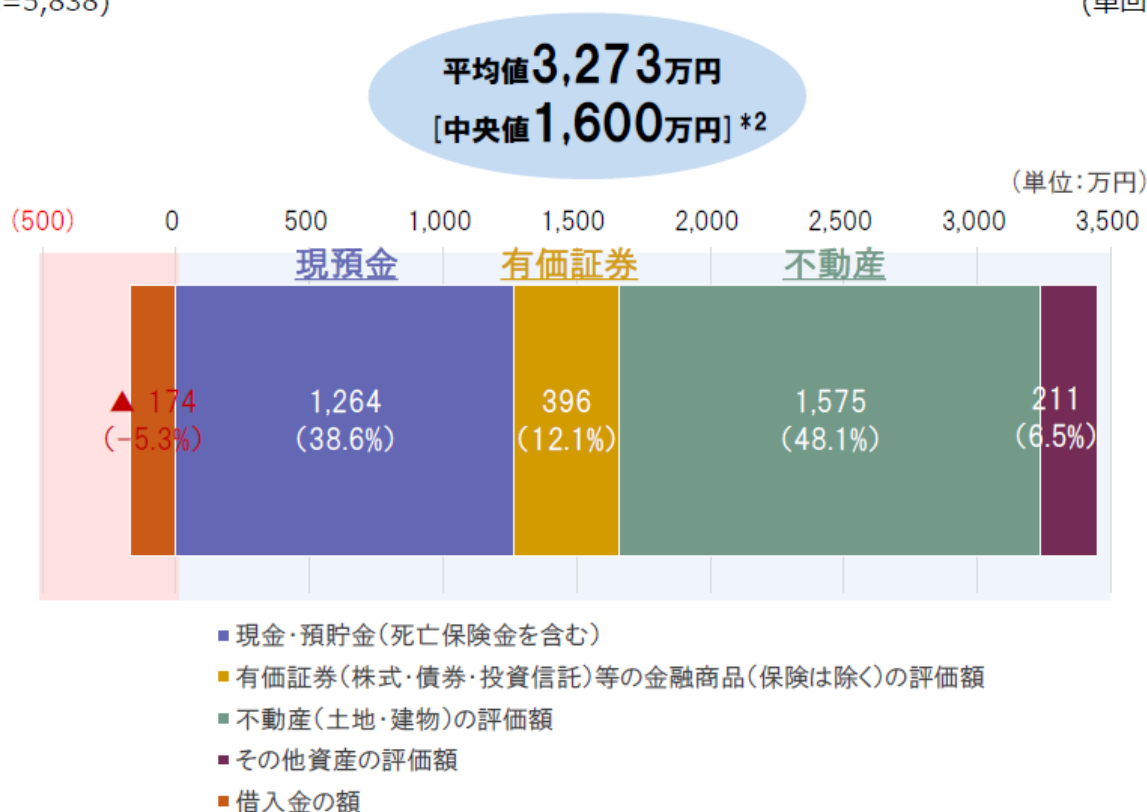
老後資産を考える際には、老後破たんリスクへの備えだけでなく、必要以上に資産を残すことで、自らの生活の充実や資産活用之机を逸する可能性にも目を向ける必要があります。

今回の制度改正は、「どれだけ資産を持つか」だけでなく、「資産を自分のためにどう使い、豊かな生活につなげるか」、さらには「いつ、どのように取り崩すか」といった出口戦略を考える必要があることを示す一つの転換点といえるでしょう。

〔図表 2〕親から自身が相続した財産額*1(回答者全員)

(n=5,838)

(単回答)



*1:両親から相続経験がある方は両親からの財産額、片親のみ相続経験がある方は片親からの財産額

*2:平均値[中央値]を表示(万円単位未満を四捨五入)

出所:MUFG資産形成研究所「[退職前後世代が経験した資産承継に関する実態調査](#)」(2020年10月)

6. ケーススタディ

上場株式等の配当・分配金・譲渡益などの金融所得が、後期高齢者医療制度における保険料や窓口負担割合の算定に反映される制度設計が導入された場合、資産の保有方法や取り崩し方法によって負担額が大きく変わる可能性があります。

この場合、重要となるのは保有している資産の総額そのものではなく、課税口座で生じる配当金、分配金、譲渡益などが、どの年度に、どの程度「所得」として計上されるかです。同じ資産規模であっても、所得の発生時期や受け取り方によって、保険料や医療機関での窓口負担割合に違いが生じることがあります。

なお、本試算は制度理解を目的としたものであり、実際の保険料額や負担割合の判定結果を示すものではありません。実際には、世帯構成、年金収入、各種所得控除の内容、自治体ごとの保険料率などによって結果は異なります。

ケーススタディ(1)

高配当株・高分配投信を課税口座で持ち続けると負担が大きくなるケース

◆ 論点

高配当株や高分配型投資信託は、定期的な収入を得やすい一方で、課税口座で保有している場合、配当・分配金が金融所得として反映されることになります。制度改正後は、これが医療保険料や窓口負担割合の判定に影響する可能性があります。

◆ 前提

- 対象者： 75歳以降の単身世帯
- 公的年金収入： 年間 180 万円
- 保有資産： 3,000 万円(投資元本 1,500 万円、評価益 1,500 万円)
- 配当・分配金： 年間 120 万円(特定口座:税引き後受取額[※]96 万円)
※ 本稿では説明の便宜上、税引き後受取額を所得判定上の金融所得相当額として仮定しています。
- NISA 口座内の配当・分配金等は判定対象外
- 配当・譲渡益に対する税率は一律 20%として試算(他のケーススタディも同様)

◆ 比較

項目	パターン A:負担が大きいケース 特定口座で運用	パターン B:負担が小さいケース NISA 口座で運用
年金収入①	180 万円	180 万円
金融所得として反映される額②	96 万円	0 円
判定に用いる収入・所得計①+②	276 万円	180 万円
判定所得の試算	123 万円 ^{※2}	27 万円 ^{※1}
窓口負担割合	2 割負担基準に該当する可能性	1 割負担基準に該当する可能性
医療保険料の試算	18.1 万円 ^{※3}	5.6 万円 (均等割のみ)

※1: 賦課のもととなる所得金額: 公的年金収入 180 万円 - 公的年金等控除 110 万円 - 基礎控除 43 万円として試算。

※2: 賦課のもととなる所得金額 27 万円 + 金融所得として反映される額 96 万円として試算。

※3: 均等割 56,083 円 + 判定所得 123 万円 × 10.17% として試算。

◆ このケースからの示唆

NISA は単なる税制優遇制度ではなく、将来的には社会保険負担を抑えるうえでも有効なツールとなり得ます。特に、高齢期に定期的な配当や分配金を受け取る設計では、課税口座に偏らせるか、NISA を活用するかによって、手取りだけでなく医療・介護関連の負担にも差が生じる可能性があります。

※ 高配当株や高分配型投資信託は、安定したキャッシュフローを確保する有効な運用手法の一つであり、本ケーススタディはその優劣を示すものではありません。あくまで金融所得が各種判定に反映される制度を前提とした場合の影響を示したものです。

ケーススタディ(2)

75歳以降に課税口座で譲渡益を計上すると負担が大きくなるケース

◆ 論点

同じ資産を取り崩す場合でも、課税口座で75歳以降に売却して毎年譲渡益を計上するのか、それとも75歳になる前に一括売却・利益確定して取得価額を引き上げておくのかによって、後期高齢者医療制度における保険料や窓口負担割合に影響が生じる可能性があります。

◆ 前提

- 対象者: 75歳～94歳の単身世帯
- 公的年金収入: 年間180万円
- 保有資産: 特定口座8,000万円(投資元本4,000万円、評価益4,000万円)
- 20年間で均等額を取り崩し

◆ 比較

項目	パターンA:負担が大きいケース 75歳以降に毎年分割売却	パターンB:負担が小さいケース 75歳前に一括売却・再投資
年金収入①	180万円	180万円
利益確定の時期	75歳以降	75歳前
一括売却時の税金	なし	800万円※1
75歳以降の年間取り崩し額	400万円※3	360万円※2
75歳以降に反映される金融所得②	160万円※5	0円※4
判定に用いる収入・所得計①+②	340万円	180万円
判定所得の試算	187万円※7	27万円※6
窓口負担割合	3割負担基準に該当する可能性	1割負担基準に該当する可能性
医療保険料の試算	24.6万円※8	5.6万円 (均等割のみ)

※1: 評価益4,000万円×税率20%として試算。

※2: 再投資後の投資元本7,200万円※÷20年として試算。*投資元本4,000万円+評価益4,000万円×(100%-税率20%)

※3: 保有資産8,000万円÷20年として試算。

※4: 75歳前の一括売却・利益確定により取得価額が引き上げられ、75歳以降の譲渡益が極めて限定的であるものと仮定し、金融所得を0円として試算。

※5: 年間取り崩し額400万円の評価益分200万円×(100%-税率20%)として試算。

※6: 賦課のもととなる所得金額: 公的年金収入180万円-公的年金等控除110万円-基礎控除43万円として試算。

※7: 賦課のもととなる所得金額27万円+75歳以降に反映される金融所得160万円として試算。

※8: 均等割56,083円+判定所得187万円×10.17%として試算。

◆ このケースからの示唆

長期運用等により大きな含み益を保有している場合、高齢期の資産取り崩し時に大きな譲渡益が発生しやすくなります。そのため、75歳以降は「いくら取り崩すか」だけでなく、「いつ利益を確定するか」という視点も重要になります。高齢期の出口戦略を検討する際には、税負担だけでなく、医療保険料や窓口負担割合を含めた総負担の観点から考えることが重要です。

※ 一括売却・利益確定を行った場合には、税負担の前倒しに加え、その後の再投資収益や運用環境等の影響を受けるため、一律に75歳前の利益確定が有利となるわけではありません。

ケーススタディ(3)

課税口座とNISA口座の同時並行取り崩しで負担が大きくなるケース

◆ 論点

NISA口座で生じた運用益は非課税であり、金融所得として反映されませんが、課税口座から取り崩す場合に生じた譲渡益は金融所得として反映されます。そのため、同じ金額(税引き後)を取り崩す場合でも、NISA口座から先に取り崩すのか、それとも課税口座から取り崩すのかによって、75歳以降の後期高齢者医療制度における保険料や窓口負担割合に差が生じる可能性があります。

◆ 前提

- 対象者: 70歳～79歳の単身世帯
- 公的年金収入: 年間300万円
- 保有資産: 6,400万円(特定口座3,400万円、NISA口座3,000万円)
 特定口座: 3,400万円(投資元本1,400万円、評価益2,000万円)
 NISA口座: 3,000万円(投資元本1,500万円、評価益1,500万円)
- 10年間で税引き後ベースでの均等額を取り崩し

◆ 比較

項目	パターンA: 負担が大きいケース 特定口座とNISA口座を 同時に取り崩す	パターンB: 負担が小さいケース 70～74歳に特定口座 75歳以降にNISA口座を取り崩す
年金収入①	300万円	300万円
70～74歳	両口座を並行して取り崩す	特定口座を優先して取り崩す
75～79歳	両口座を並行して取り崩す	NISA口座を中心に取り崩す
年間取り崩し額(税引き後)	300万円 ^{※2}	300万円 ^{※1}
75歳以降に反映される金融所得②	80万円 ^{※4}	0円 ^{※3}
判定に用いる収入・所得計①+②	380万円	300万円
判定所得の試算	227万円 ^{※6}	147万円 ^{※5}
窓口負担割合	3割負担基準に該当する可能性	2割負担基準に該当する可能性
医療保険料の試算	28.7万円 ^{※8}	20.6万円 ^{※7}

- ※1: (パターン B) 70～74 歳: 特定口座 300 万円 (投資元本 140 万円、税引き後売却益 160 万円*)、75～79 歳: NISA 口座 300 万円 (投資元本 300 万円、売却益 300 万円) として試算。 *評価益 200 万円×(100%－税率 20%)
- ※2: (パターン A) 特定口座 150 万円 (投資元本 70 万円、税引き後売却益 80 万円*) + NISA 口座 150 万円 (投資元本 75 万円、売却益 75 万円) として試算。 *評価益 100 万円×(100%－税率 20%)
- ※3: 説明の便宜上、再投資後の売却益がほとんど発生しないものと仮定し、金融所得を 0 円として試算。
- ※4: 特定口座の税引き後売却益 80 万円として試算。
- ※5: 賦課のもととなる所得金額: 公的年金収入 300 万円－公的年金等控除 110 万円－基礎控除 43 万円として試算。
- ※6: 賦課のもととなる所得金額 147 万円 + 75 歳以降に反映される金融所得 80 万円として試算。
- ※7: 均等割 56,083 円 + 判定所得 147 万円×10.17%として試算。
- ※8: 均等割 56,083 円 + 判定所得 227 万円×10.17%として試算。

◆ このケースからの示唆

生涯を通じた税・社会保険負担の最適化の視点では、75 歳以降に課税口座の売却益を発生させないよう、70 歳代前半までに特定口座を優先的に取り崩し、75 歳以降は NISA 口座を活用するといった計画的な出口戦略が有力な選択肢の一つとなり得ます。

3 つのケースから見える共通ポイント

視点	重要な考え方
口座の選び方	NISA は税負担だけでなく、社会保険負担の抑制にもつながる可能性がある
金融所得の出し方	配当・分配金・譲渡益が毎年大きく出ると判定所得が上がる可能性がある
利益確定の時期	75 歳以降に大きな譲渡益を出すと医療保険料や窓口負担が上がる可能性がある
取り崩し順序	特定口座と NISA 口座の取り崩し順序によって 75 歳以降の負担が変わり得る
出口戦略	運用成果の向上だけでなく、いつ・どの口座から・どの程度取り崩すかが重要となる

総括

以上のケースから分かるように、制度改正後は、老後資金の出口設計において、「資産額」だけでなく、金融所得がいつ、どのように反映されるかが重要な論点となります。高配当株や高分配型投資信託、課税口座での大きな譲渡益、特定口座と NISA 口座の取り崩し順序は、いずれも医療保険料や窓口負担割合に影響を及ぼし得ます。したがって、今後の資産形成では、税制上の有利不利だけでなく、社会保険負担を含めた生涯の総負担を見据え、計画的な資産の取り崩しを含む出口戦略がこれまで以上に重要になると考えられます。

◆ 注記

- 本ケーススタディは、上場株式等の配当・分配金・譲渡益などの金融所得が、後期高齢者医療制度における窓口負担割合および保険料算定へ反映される制度設計が導入された場合を想定した試算例です。なお、制度改正の影響を分かりやすく説明するために単純化したモデルケースであり、実際の投資成果、税負担および社会保険料負担を予測または保証するものではありません。

- 本文中の金融所得は、説明の便宜上、一定の仮定に基づいて算出したものであり、実際の制度における算入対象や算入方法を示すものではありません。
- 本文中では説明を簡潔にするため、所得控除、社会保険料控除、扶養関係、住民税非課税判定および各種軽減措置等については考慮していません。
- 本文中の保険料は、厚生労働省公表の令和 8・9 年度の全国平均の見込み額を基にしており、実際の保険料額とは異なる場合があります。
- 本文中の判定所得、窓口負担割合および保険料は、説明を目的とした概算値・試算値であり、実際の判定結果や賦課額を保証するものではありません。
- 実際の制度内容、判定基準、金融所得の算入方法、保険料率ならびに各種控除等については、今後の法令、政省令、通知および自治体の運用等により変更される可能性があります。

7. 制度改正スケジュール

ここで、今回の制度改正の論点に立ち返ります。

改正案は成立しましたが、その施行にあたって前提となる、確定申告されていない金融所得を把握する有効な手段は、現時点では十分に整備されていません。

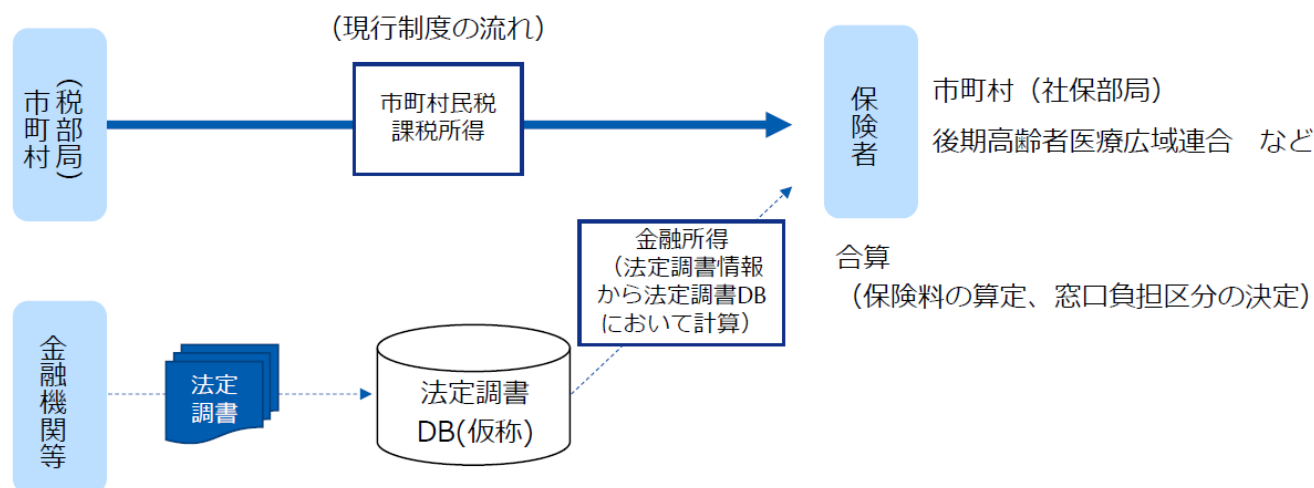
そこで検討されているのが、証券会社等が国税庁に提出している法定調書を活用する仕組みです。

具体的には、配当や譲渡益が記載された法定調書を集約し、いわば法定調書データベースと呼べる情報連携基盤を整備したうえで、その情報を市町村が医療保険料や窓口負担の判定に活用する構想が検討されています〔図表 3〕。

ただし、これを実現するためには、「データベースの整備」「自治体システムの改修」「法定調書のオンライン提出の義務化」といった段階的な対応が必要であり、法案成立後すぐに実施されるものではありません。

厚生労働省によると、公布から 4～5 年程度を要すると見込まれており、後期高齢者医療制度において金融所得の反映が本格化するのは、2030～2031 年頃になると見込まれています。

〔図表 3〕法定調書方式(金融所得勘案方法)のイメージ



※ 金融機関等の事務負担に配慮し、税制上の法定調書の提出とのワンストップ化を図る

出所:厚生労働省 第203回社会保障審議会医療保険部会 資料1-2「世代内、世代間の公平の更なる確保による全世代型社会保障の構築の推進(医療保険における金融所得の勘案について)」より

8. まとめ

今回の制度改正の本質は、「負担能力をより正確に把握し、それを制度に反映させる」という点にあります。この考え方は今後、医療や介護をはじめとする他の社会保障制度においても、同様の考え方が議論される可能性があります。

その意味で、本改正は単なる高齢者医療制度の見直しにとどまりません。資産形成においても、「どれだけ資産を持つか」だけでなく、「いつ、どの口座から、どのように使うか」まで含めて考えることが求められています。

資産形成の成果が、将来の税負担だけでなく社会保障負担にも影響を与え得るなか、資産を増やす視点に加え、その活用や取り崩しまで見据えた出口戦略の重要性はますます高まっています。

今回の制度改正は、資産形成だけでなく、資産の活用や取り崩しまで含めたライフプランニングの重要性を改めて示したものだといえるでしょう。

なお、本稿における意見にかかわる部分および有り得べき誤りは、筆者個人に帰属するものであり、所属する組織のものではないことを申し添えます。

【参考資料】

- MUFG資産形成研究所『退職前後世代が経験した資産承継に関する実態調査』(2020年10月)
https://www.tr.mufg.jp/shisan-ken/pdf/kinnyuu_literacy_11.pdf
- 厚生労働省「第203回社会保障審議会医療保険部会 資料1-2 世代内、世代間の公平の更なる確保による全世代型社会保障の構築の推進(医療保険における金融所得の勘案について)」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_65886.html

MUFG資産形成研究所について

わが国では人口減少や高齢化の進展、低金利の継続等、さまざまな環境変化が起こっています。これらの環境変化に伴い、国民の自助努力による資産形成がますます求められる時代となりました。

このような状況下、当研究所は資産形成のための手段としての投資を身近でなじみやすいものにし、長寿化に伴う資金枯渇を防ぐためにはどうすれば良いのか等、実践的かつ効果的な情報提供を中立的な立場で行うことを目的に活動しております。

MUFG資産形成研究所: www.tr.mufg.jp/shisan-ken/



MUFG資産形成研究所

現役時代から退職後の時代までを対象に、資産形成・資産運用に関する調査・研究、レポート作成など、実践的かつ効果的な情報提供を中立的な立場で行うことを目的に活動しております。

論文・レポート

当研究所の論文・レポート一覧

<https://www.tr.mufg.jp/shisan-ken/report/>

調査・研究

当研究所の調査・研究レポート一覧

<https://www.tr.mufg.jp/shisan-ken/research/>

MUFG資産形成研究所メールマガジン登録フォーム



レポート公開等をお知らせするメールマガジンを配信しています。

[メールマガジンのご登録フォーム](#)

※メールマガジン登録フォームはスパイラル株式会社の「スパイラル」を利用しております。



三菱UFJ信託銀行株式会社

資産形成推進部

〒100-8212

東京都千代田区丸の内 1-4-5

www.tr.mufg.jp/shisan-ken/

MUFG資産形成研究所は、三菱UFJ信託銀行が資産形成・資産運用に関する調査・研究等の活動を対外的に行う際の呼称です。